四輪以上のもの	乗用	営業用	平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	四、一二五
			平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	五、一七五
		自家用	平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	五、四〇〇
			平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	八、一〇〇
	貨物用	営業用	平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	二、二五〇
			平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	二、八五〇
		自家用	平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	三、〇〇〇
			平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	三、七五〇
	専ら雪上を走行するもの			二、六二五
小型特殊自動車	農耕作業用自動車			一、七二五
	その他のもの			四、四二五

四輪以上のもの	乗用	営業用	平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	二、一二五
			平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	二、八五〇
		自家用	平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	三、〇〇〇
			平成二十七年四月一日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	三、七五〇
	貨物用	営業用		二、六二五
		自家用		四、五〇〇
二輪の小型自動車				四、五〇〇

二　地方税法附則第三十条における税率の特例の対象となる軽自動車等について、次の算式によって算定した額

算式

$$\left[\left\{(7{,}900\text{円}\times\alpha)\times A\right\}+\left\{(1{,}700\text{円}\times\beta)\times B\right\}\right]\times 0.972$$

ただし、$(7{,}900\text{円}\times\alpha)$及び$(1{,}700\text{円}\times\beta)$に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$(7{,}900\text{円}\times\alpha)\times A$及び$(1{,}700\text{円}\times\beta)\times B$に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　軽自動車等のうち地方税法附則第30条第1項の規定の対象となるものの当該年度の4月1日現在の台数（以下この号において「重課に係る台数」という。）

B　軽自動車等のうち地方税法附則第30条第2項及び第3項までの規定の対象となるものの当該年度の4月1日現在の台数（以下この号において「軽課に係る台数」という。）

α　次の算式によって算定した市町村ごとの基準税率補正率（小数点以下3位未満の端数が